

電源開発株式会社「南愛媛第二風力発電事業（仮称）
環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成30年12月27日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「南愛媛第二風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書」について、電源開発株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、愛媛県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 愛媛県宇和島市及び南宇和郡愛南町
- ・ 原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・ 出 力 : 40,800kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

| | |
|-------------|-------------|
| 計画段階環境配慮書受理 | 平成26年 3月 4日 |
| 環境大臣意見受理 | 平成26年 4月18日 |
| 経済産業大臣意見発出 | 平成26年 5月30日 |

<環境影響評価方法書>

| | |
|-------------|-------------|
| 環境影響評価方法書受理 | 平成27年 8月11日 |
| 意見の概要等受理 | 平成27年10月19日 |
| 愛媛県知事意見受理 | 平成27年12月 8日 |
| 経済産業大臣勧告発出 | 平成28年 1月12日 |

<環境影響評価準備書>

| | |
|-------------|-------------|
| 環境影響評価準備書受理 | 平成30年 4月19日 |
| 意見の概要等受理 | 平成30年 8月10日 |
| 愛媛県知事意見受理 | 平成30年10月 9日 |
| 環境大臣意見受理 | 平成30年10月18日 |
| 経済産業大臣勧告発出 | 平成30年12月27日 |

問合せ先:電力安全課 高須賀、松橋、常泉
電 話:03-3501-1742(直通)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ① 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- ② 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ③ 事後調査及び環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 騒音等による影響

対象事業実施区域及びその周辺は複数の住居が存在しており、静穏な環境を有している地域である。一方で、風力発電設備の稼働に伴う騒音については、参考として用いた環境基準値(A 類型)を満たしているものの、現況値から増加すると予測されている地点があることから、生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備側による消音対策等及び稼働調整又は稼働停止等の環境保全措置を検討し、必要に応じて実施すること。

また、適切に環境監視を実施し、その結果、生活環境への影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の指導・助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 土地の改変に対する環境影響

本事業の工事計画では、風力発電設備の設置及び工事用・管理用道路の新設により大きな改変が行われる箇所があることから、これらの土地の改変に伴う森林の伐採、土砂の崩落及び流出による水環境並びに生態系等への影響が懸念される。

このため、専門家等の助言を踏まえ、風力発電設備の輸送計画及び工事用・管理用道路の線形を適切に見直すことを含めて検討し、切土量及び盛土量の最小化や縦断勾配の緩和を図るとともに、これら区域の土地の改変を回避又は極力低減するよう努めること。

(3) 景観

対象事業実施区域周辺には、地元自治体が整備したサイクリングコースが存在することから、観光資源としての景観に配慮すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。